

# 配分金にかかわる確定申告について

シルバー人材センターの請負の仕事をして得た『配分金』は、所得税法上では「雑所得」として取り扱われます、「給与所得」ではありませんのでお間違えの無いように注意してください。（派遣契約にて仕事をされた方は、その分のみが給与所得で、源泉徴収票を送ります）

なお、課税対象者になると思われる会員の方は、各自において最寄りの税務署に申告が必要になります。

計算方法などは、下記の事例を参考にして下さい。

なお、『配分金』については、55万円の特例控除が認められております。

センターでは、令和5年分（令和5年1月～令和5年12月）の『配分金支払証明書』を発行いたします。

## 1 会員の収入が配分金の場合

$$\left( \text{配分金} - \text{配分金の特例控除（55万円）} - \text{基礎控除（48万円）} \right) \times \text{所得税率} = \text{所得税額}$$

\* 前記算式のとおり、会員の所得が配分金の場合には103万円までの配分金収入について所得税が課税されないこととなります。

## 2 会員の収入が配分金と公的年金等複数ある場合

$$\left[ \left( \text{配分金} - \text{配分金の特例控除（55万円）} \right) + \left( \text{公的年金等} - \text{公的年金等控除額} \right) - \text{基礎控除（48万円）} - \text{その他の所得控除} \right] \times \text{所得税率} = \text{所得税額}$$

\* 1・2ともに、『配分金』が55万円未満の場合、その配分金の特例控除額は、『配分金相当額』となります。

\* 複数使用なされる方は、コピーしてお使い下さい。

配分金収入、公的年金収入以外の収入のある方は、事例の取り扱いと異なりますので、最寄りの税務署へご相談ください。